

# 鳥取県郷土工芸品等指定要綱

## ( 目的 )

第 1 条 この要綱は、鳥取県内において製造され、郷土の自然と暮らしの中で育まれ受け継がれてきた伝統性のある工芸品及び民芸品を鳥取県郷土工芸品又は郷土民芸品（以下「郷土工芸品等」という。）として指定することにより、その工芸品及び民芸品を製造する者等の製造意欲の高揚及びその工芸品及び民芸品の育成を図るとともに、県民の生活に、豊かさと潤いをもたらすことを目的とする。

## ( 指定の要件 )

第 2 条 郷土工芸品等として指定を受ける工芸品又は民芸品は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。ただし、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和 49 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項による指定を受けている工芸品を除く。

( 1 ) 主として日常生活の用に供されるものであること。

( 2 ) その製造過程の主要部分が手工業的であること。

( 3 ) 原則として伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。

( 4 ) 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。

( 5 ) 一定期間県内で製造されているものであること。

## ( 指定の申出 )

第 3 条 郷土工芸品等の指定を受けようとする者は、様式第 1 号による指定届

出書を所在市町村長を経由して知事に提出するものとする。

- 2 市町村長は、前項の規定による申出書の提出があった場合は、必要な調査を行い、様式第2号による意見書を添えて、知事に送付するものとする。

(指定)

第4条 知事は、前条の申出書の提出があったときは、鳥取県伝統工芸認定委員会の意見を聞いて、当該申出に係る工芸品又は民芸品を郷土工芸品等として指定するものとする。

- 2 前項の規定による郷土工芸品等の指定は、郷土工芸品等を製造する者を構成員とする団体の名称及び工芸品名又は民芸品名を定めて行うものとする。ただし、団体がない場合は、製造者の名称及び工芸品名又は民芸品名を定めて行うものとする。

- 3 知事は、前項の指定に当たって、必要な条件を付けることができるものとする。

- 4 知事は、郷土工芸品等の指定を行ったときは、その旨を公表するとともに、市町村長を経由して郷土工芸品等の指定を受けた者(以下「郷土工芸品等製造者」という。)に通知するものとする。

(指定の表示)

第5条 郷土工芸品等製造者は、郷土工芸品等について、別に定める指定マークを付し、又は郷土工芸品等として指定されているものである旨を表示して販売できるものとする。

郷土工芸品等製造者以外は、前項の表示をすることはできない。

(指定の解除等)

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、鳥取県伝統工芸認定委員会意見を聴いて、その指定を解除することができる。

(1) 第2条各号に掲げる要件のいずれかを欠いたと認めるとき。

(2) 郷土工芸品等が製造されなくなったとき。

2 第4条第4項の規定は、前項の規定による郷土工芸品等の指定の解除について、準用する。

(振興計画の作成等)

第7条 郷土工芸品等製造者は、様式第3号による郷土工芸品等に係る振興計画を作成し、これを当該製造者の所在地の市町村長を経由して知事に提出し、当該振興計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 振興計画には、おおむね次の各号に掲げる事項について定めとする。

(1) 従事者の後継者の確保及び育成に関する事項

(2) 原材料の確保及び原材料についての研究に関する事項

(3) 需要の開拓に関する事項

(4) 宣伝又は広告に関する事項

(5) その他郷土工芸品等の振興を図るために必要な事項

3 振興計画には、3年以内の全体計画及び年度別計画を定めるものとする。

4 市町村長は、振興計画を受理したときは、これを検討し、様式第4号による意見書を添えて、知事に送付するものとする。

5 知事は、第1項の認定をしたときは、その旨を市町村長を経由して郷土工芸品等製造者に通知するものとする。

(振興対策)

第 8 条 知事は、第 1 条の目的を達成するため、後継者の確保及び育成、技術又は技法の保存継承、販路の開拓など郷土工芸品等の振興に必要な対策を講ずるものとする。

( 雑 則 )

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 6 0 年 8 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 6 1 年 1 月 2 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 1 2 月 1 7 日から施行する。